

事業者のみなさまへ

廃棄物の 適正処理 ガイドブック

初心者にも
分かりやすく
処理方法を解説

保存版

いつも手元に!
便利で役立つ1冊



令和4年11月

京都市
CITY OF KYOTO



美しい京都を 次の世代に 引き継ぐために

山紫水明の地、京都。この美しい京都のまちを次代に引き継いでいくことは、今を生きる私たちの使命です。

そのためには、モノの生産・消費・使用の各段階において、ごみとなるべく出さず(リデュース(発生抑制)及びリユース(再使用))、廃棄したごみはできるだけ資源としてリサイクル(再生利用)し、使えないごみは焼却して発電(熱回収)したうえで、正しく処分することで、循環型社会を構築する必要があります。

事業所から排出される廃棄物については、事業者の皆様の責任で処理することが法律で義務付けられています。

廃棄物の処理に関するルールについて共に学び、環境への意識を高めるとともに、コストの削減や企業イメージの向上を図りましょう。

ナビゲーター紹介

ここは京都市のとある会社…。
今日から新入社員が廃棄物担当に
加わりました。

私はみやこよ。よろ
しくね。廃棄物の知
識はあるの?

家でもごみの分別をし
てているので、できると思
います。

ただしです。廃棄
物担当になりました。
よろしくお願
いします。

そう…?家庭ごみの
処理とは違う点が多
いわよ。一つずつ覚
えていってね。

ただし君

廃棄物担当を志望した、やる
気みなぎる新入社員。素直
な性格だが、うっかり屋さん
の一面も持っている。

みやこさん

整理整頓が得意なしつかり
者の先輩社員。面倒見が良
く、後輩の指導にも情熱を
持って当たる。

目次

ステップ①

みるみる分かる! 廃棄物

廃棄物の種類や事業者の責務について学びましょう。

事業系廃棄物と家庭ごみ	2
事業系一般廃棄物と産業廃棄物	4
事業者の責務	10

まずは基本を押さえよう!



ステップ②

必ずできる! 適正処理

廃棄物処理のルール、契約方法やマニフェスト制度について理解しましょう。

事業系廃棄物の処理の流れ	14
廃棄物処理委託契約とマニフェストの運用	18
主な届出	22

ステップ③

さらに進める! ごみ減量

循環型社会の構築に向け、2Rを推進しましょう。

事業者による2Rと分別・リサイクルの取組	24
----------------------	----

一歩進んだ取組よ!



巻末付録

さらに、知ろう! ごみのこと	28
事業系廃棄物の分類早見表	30

冊子の使い方



初心者のあなたは…

ステップ①から読み始めましょう。基本事項を理解したら、次のステップに進んでください。

ベテランのあなたは…

分かっているつもりでも、忘れることや疑問に思うことがあるはず。そんな時に、手引としてご活用ください。

※ 本文中における矢印 P1 → は、詳しく書かれたページを表しています。

※ この冊子では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」のことを「廃棄物処理法」と記載しています。

また、「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」(愛称:ごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」)のことを「しまつのこころ条例」と記載しています。

事業系廃棄物と家庭ごみ



ごみを出してきます。黄色い袋をください。

黄色い袋は使えないわよ。
事業系廃棄物と家庭ごみの
違いを教えるわね。



事業系廃棄物と家庭ごみの違い

廃棄物の定義

「廃棄物」とは、占有者が自分で利用したり、他人に有償で売却したりすることができないために不要となった、固形状又は液状のものをいいます。



- ▶ 事業系一般廃棄物、産業廃棄物、リサイクル可能なものに分別します。 P8・9
- ▶ 収集運搬業者に処理を委託します。 P18・19
- ▶ 廃棄物の種類に応じてクリーンセンター、産業廃棄物処理施設又はリサイクル施設に自己搬入することもできます。
- ▶ 事業系一般廃棄物を出す際は、透明袋(無色透明又は白色透明)を使用します。



- ▶ 家庭ごみを出す際は、指定の袋(黄色、透明)などを使用します。



事業系廃棄物の主な分類

「事業系廃棄物」とは、事業活動に伴って生じた全てのごみを指します。

事業活動には、商店、会社、飲食店、宿泊施設、工場等による営利を目的とするものだけでなく、病院、学校、官公庁等による公共サービスなど、事業所が行う全ての活動が含まれます。

事業所から出るごみにも、いろんな種類があるんですね。



事業系一般廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物で、事業廃棄物以外のものをいいます。例えば、食べ残したものやリサイクルできない紙などが該当します。

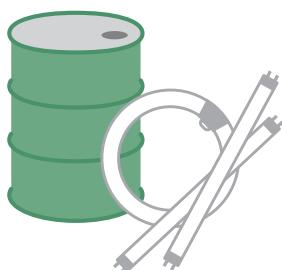
P8



産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法に基づいて定められた20種類のものをいいます。

P6



リサイクル可能なもの

事業系廃棄物（事業系一般廃棄物、産業廃棄物）の中には、再生利用が可能なものが数多くありますので、分別してリサイクルを進めましょう。再生利用が容易なものとして、紙類、空き缶、空きびん、金属などが挙げられます。

P24



住居と店舗が同じ建物の場合でも、ごみは別々に処理してください

住居

家庭ごみ

店舗

事業系廃棄物

事業系廃棄物は、事業者が責任を持って処理する義務があります。住居と店舗が一体であっても、事業系廃棄物を家庭ごみとして出すことはできません。



事業系廃棄物を家庭ごみとして排出することはできません



事業系廃棄物を家庭ごみの収集場所に出すことは不法投棄に当たり、廃棄物処理法第25条により以下の罰則が科せられます。

P13

- 5年以下の懲役
- 1,000万円以下（法人は3億円以下）の罰金

事業系一般廃棄物と 産業廃棄物



事業系廃棄物の中でも
さらに分類が…。



難しく考えないで、
具体例を見ていき
ましょう。

事業系一般廃棄物と産業廃棄物の違い

事業系 一般廃棄物



産業廃棄物以外のごみ

事業活動に伴って生じた廃棄物で、産業廃棄物以外のものをいいます。

分別を徹底すれば、事業系一般廃棄物に該当するごみは、食べ残したものやリサイクルできない紙程度にとどまります。

P8

産業 廃棄物



産業廃棄物として定められたもの

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など20種類のものをいいます。さらに、この中でも、爆発性、毒性、感染性などのあるものが特別管理産業廃棄物として定められており、それぞれ管理や処理の方法が異なります。

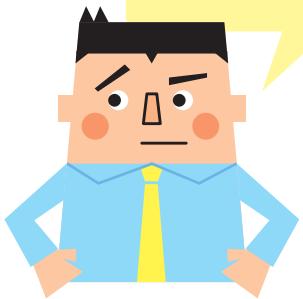
P6・7



産業廃棄物が排出されない事業所はない

事業所で使う機器や薬品、引き出しの中のペンやホッチキスも産業廃棄物に当たります。産業廃棄物は、どのような事業所からでも必ず排出されるもので、事業所の規模や排出量は関係ありません。

産業廃棄物って事務所でも出るんだ…。



**廃棄物の処理を委託する場合、
事業系一般廃棄物と産業廃棄物について
それぞれ契約する必要があります!!**

P18・19



ただし君の質問 その1

お昼に食べたコンビニ弁当の容器やジュースの缶は家庭ごみですか？



事業所から出るごみは、全て事業系廃棄物だと覚えてね。



この弁当の容器は、プラスチックなので、産業廃棄物になるんですか？



そうよ。容器はきれいに洗ってから出してね。



産業廃棄物の例

1 燃え殻	石炭殻、焼却灰、炉清掃排出物、廃活性炭等
2 汚泥	排水処理汚泥、メッキ汚泥、研磨かす、建設系汚泥、製造工程から出る泥状物等
3 廃油	廃潤滑油、廃切削油、アルコール等の廃溶剤、廃固体石けん、廃食用油等
4 廃酸	廃硫酸、廃塩酸、廃定着液等
5 廃アルカリ	廃ソーダ液、廃アンモニア液、廃現像液、金属石けんの廃液、自動車の廃不凍液等
6 廃プラスチック類	廃発泡スチロール、化学繊維くず、廃プラスチック製品・容器包装、廃タイヤ等
7 ゴムくず	ゴムチューブ等の天然ゴムくずに限る。
8 金属くず	空き缶、鉄くず、非鉄金属くず、廃金属製品等
9 ガラスくず、 コンクリートくず※ 及び陶磁器くず	空きびん、廃ガラス製品、陶磁器くず(れんが、瓦、タイル)、廃陶器製品、廃石こうボード、廃スレート板等 コンクリート二次製品製造業者の排出した不良品のU字溝等 (※ コンクリートくずは、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)
10 鉱さい	高炉、転炉、電気炉等の残さ、鋳物の型に使われた砂、不良鉱石等
11 がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずるコンクリートの破片、モルタル片、アスファルトコンクリート片等
12 ばいじん	大気汚染防止法で規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設又は産業廃棄物の焼却施設の集じん施設で集められたもの(電気集じん器捕集ダスト、集じん器捕集ダスト)
13 ★紙くず	新築、改築、増築、除去等に伴う紙くず【建設業】 紙、板紙のくず等【紙・紙加工品製造業、印刷出版業等】
14 ★木くず	貨物の流通に使用した木製パレット(パレットへの貨物の積付けに使用した梱包用木材を含む。)【全業種該当】 新築、改築、増築、除去等に伴う木くず【建設業】 木材片、おがくず、かんなくず等【木材・木製品製造業、パルプ製造業】 不要な木製家具等【物品販賣業】
15 ★繊維くず	新築、改築、増築、除去等に伴う繊維くず【建設業】 木綿、羊毛等の天然繊維くず【繊維工業(縫製を除く)】
16 ★動植物性残さ	原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物(酒類製造業の醸造かす、豆腐製造業のおから等)であって、あめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあら等が含まれるもの【食料品・医薬品・香料製造業等】 ※ 製造した商品をその場で販売するいわゆる製造小売業(菓子屋・パン屋等)は該当しません。
17 ★動物系固形不要物	牛、豚、食鳥等の不可食部分等の不要物【と畜場、食鳥処理場】
18 ★動物のふん尿	牛、馬、豚、にわとり等のふん尿【畜産農業、畜産類似業】
19 ★動物の死体	牛、馬、豚、にわとり等の死体【畜産農業、畜産類似業】
20 政令第13号廃棄物	上記1～19に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであつて、これらに該当しないものの(コンクリート固型化物等)

★の項目は、【 】の業種の事業者が排出する場合に限り産業廃棄物となります。

■特別管理産業廃棄物の例



特別管理産業廃棄物 管理責任者を選任してください

特別管理産業廃棄物を排出する事業者は、事故の防止や適正処理の確保のため管理責任者を選任して、京都市に報告する必要があります。

P23



P6・P7の項目以外のものが事業系
一般廃棄物ですね…。理屈は分かり
ましたけど、表を見ても判断が難し
いですね。

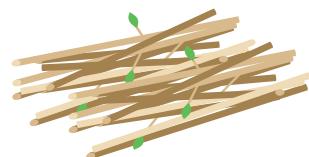
そうね。じゃあ一例だけど、次の
ページの分別表を見てみましょう。



ごみ分別表

事業系一般廃棄物として処理するもの

P16

厨芥類 ちゅうさい	食品の売れ残り、食べ残したもの、調理くずなど 	一般廃棄物収集運搬業者に委託して、クリーンセンター・リサイクル施設に搬入します。また、自ら搬入することもできます。
紙くず しきず	汚れのついた紙、リサイクルできない紙など 	一般廃棄物収集運搬業者に委託して、クリーンセンターに搬入します。また、自ら搬入することもできます。
木くず もくず	木製品、せん定枝など 	一般廃棄物収集運搬業者に委託して、クリーンセンター・リサイクル施設に搬入します。また、自ら搬入することもできます。
リサイクル可能な紙類 りさいくるがのなしきるい	新聞、ダンボール、雑がみ(雑誌、OA用紙、シュレッダーくず、機密書類、メモ用紙、郵便物、封筒、紙袋、ボール紙、空き箱、パンフレット、カタログなど)	一般廃棄物収集運搬業者や資源回収業者に委託してください。 リサイクル可能な紙類をクリーンセンターに搬入することはできません。
	<ul style="list-style-type: none"> ●建設業、印刷出版業などから発生する紙くずは産業廃棄物です。 ●リサイクル可能な紙類の取扱いについては、委託業者に確認してください。 	
古布 こふ	不要になった衣類など 	一般廃棄物収集運搬業者に委託することができますが、できる限りリサイクルしましょう。
	<ul style="list-style-type: none"> ●化学繊維製品は産業廃棄物です。 ●建設業、繊維工業などの業種から発生する古布(繊維くず)は産業廃棄物です。 	

※ クリーンセンターへの搬入には、大きさや量についての制限があります。

産業廃棄物として処理するもの	
プラスチック類	弁当・カップ類、ラップ類、トレイ、ビニール袋、発泡スチロール、化学繊維など 
金属類	刃物類、スプレー缶、一斗缶、金具類など その他金属製のもの（事業所の机、椅子、ロッカーなど） 
ガラス陶磁器類	コップなどのガラス類、陶器類など 
電池類	乾電池、充電池など 
水銀使用製品	蛍光灯、水銀体温計、ボタン電池など 
缶	飲料用の缶など 
びん	飲料用のびんなど 
ペットボトル	飲料用などのペットボトル 
混合物	家電リサイクル法対象製品（エアコン、テレビ、冷蔵(凍)庫、洗濯機、衣類乾燥機） 
	その他家電製品、パソコンなど 

※ 産業廃棄物をクリーンセンターに搬入することはできません。 P10

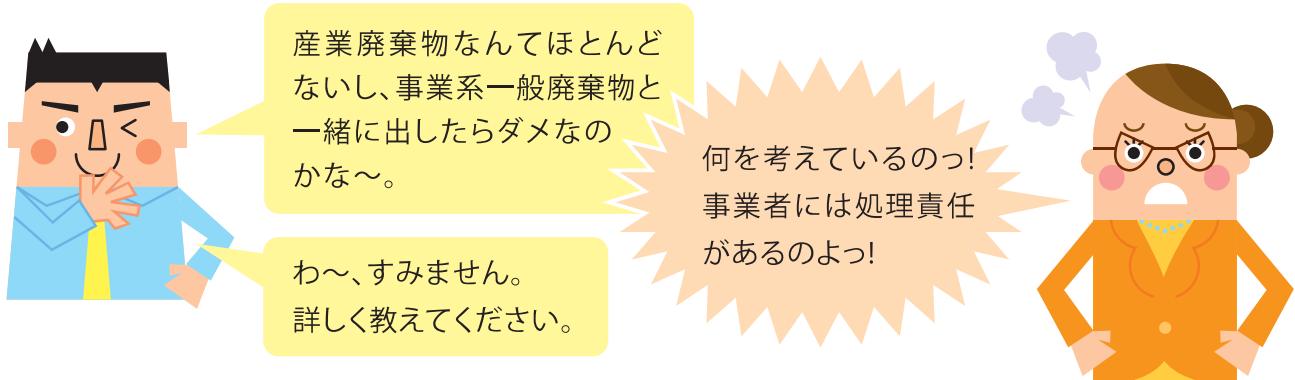


そもそも分別って、必要なんですか？

廃棄物の種類によって処理やリサイクルの方
法が違うから、分別しておくことが大事なのよ。

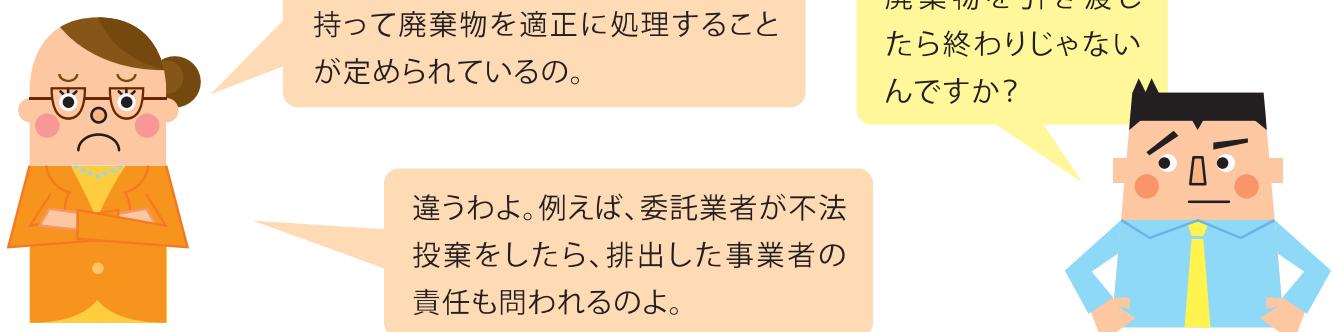
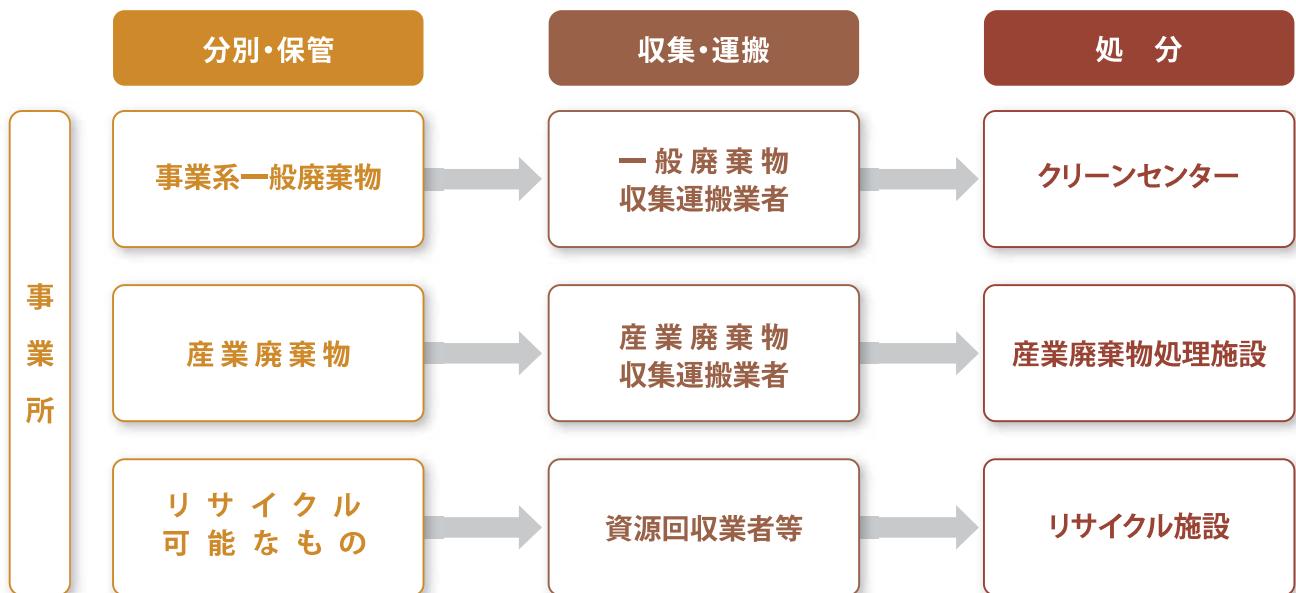


事業者の責務



廃棄物処理の流れ

事業所から排出された廃棄物は、「分別・保管」、「収集・運搬」、「処分」の順で処理が行われ、それぞれの過程で責任が生じます。



事業者の責務

事業者は、全ての廃棄物について、廃棄物処理法に基づき自らの責任において適正に処理する必要があります。

1 自ら処理するか、処理委託を

事業活動に伴って生じた廃棄物を自ら処理するか、許可を受けた処理業者に委託して処理(収集・運搬、処分)しなければなりません。

P18・19

2 廃棄物の再生利用と減量を

廃棄物の再生利用を積極的に推進し、その減量に努めなければなりません。

P24

3 製造、販売等の際には工夫を

物の製造、加工、販売等に当たっては、廃棄物処理やリサイクルがしやすい製品、容器等の開発を行うとともに、廃棄物となった場合の処理方法について情報提供を行わなければなりません。

4 国や自治体の施策に協力を

廃棄物の減量や適正な処理の確保等に関して、国や自治体が行う施策に協力しなければなりません。



事業者は、廃棄物を責任を持って正しく処理しましょう。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

- 2 事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となつた場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となつた場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 3 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。



事業所は、一般廃棄物と産業廃棄物を正しく分別排出しなければなりません。

(事業者が排出する廃棄物の分別)

第38条 事業者は、一般廃棄物と産業廃棄物とを分別したうえ、一般廃棄物処理計画に定める分別の区分及び方法に従って一般廃棄物を排出し、及び処理しなければならない。



■ まずは廃棄物の発生抑制

適正処理を進める前に、行わなければならないことは廃棄物の発生抑制です。廃棄物の収集・運搬、処分はもとより、リサイクルを行うに当たっても石油や電気などの多くのエネルギーが必要となります。

廃棄物の発生抑制は地球環境を守るだけでなく、事業所のイメージアップにもつながります。

大事なのは廃棄物を出さないことなんだ。



■ 処理の流れを確認することが大切

産業廃棄物の処理を委託する場合、収集運搬業者に引き渡しても事業者の責任がなくなるわけではありません。事業者は、マニフェスト（産業廃棄物管理票）を発行し、その廃棄物が適正に処理されているか把握しておく必要があります。

P20



最終処分が終了するまで、しっかりチェックしましょう。

(事業者の処理)
第12条（前略）

7 事業者は、前2項の規定によりその産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

マニフェスト

委託した産業廃棄物の処理の流れを把握するために、排出した事業者が処理を委託した業者に発行する書類をマニフェスト（産業廃棄物管理票）といいます。マニフェストは5年間保存する義務があります。

P20

マニフェスト 交付等状況報告書

前年度のマニフェストの発行枚数や排出量等について、「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」を毎年6月30日までに京都市に提出してください。（電子マニフェストの場合は報告不要です。）

P23

報告は毎年。
保存は5年と覚えておいてね。

電子マニフェスト
について P20
を見てください。



委託には基準があります

廃棄物の処理を委託する場合は、廃棄物処理業の許可を受けた業者に委託しなければなりません。

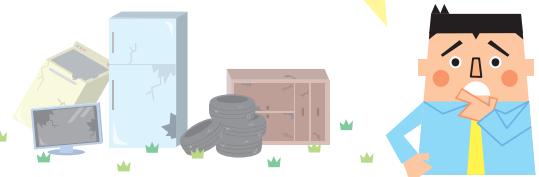
事業系一般廃棄物と産業廃棄物では、許可の内容が異なりますので、廃棄物の種類に応じて適切に処理業者を選ぶ必要があります。

P18・19

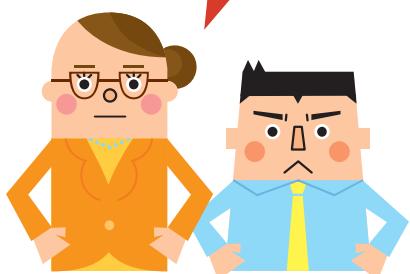
委託基準違反の罰則

事業者が、事業系廃棄物の収集・運搬又は処分を無許可の業者等に委託すると、5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金などが科せられます。

正しく業者を選ぶことも事業者の責任なんですね。



処理業者が不法投棄をすると、排出した事業者にも責任が及ぶの。



不法投棄は犯罪です

廃棄物の不法投棄を行うと厳しい罰則が科せられます。処理を委託した業者が不法投棄を行った場合であっても、排出した事業者の責任が問われることがあるため、最終処分されるまでの流れを確認する必要があります。

不法投棄の罰則

不法投棄をすると、5年以下の懲役や1,000万円以下の罰金（法人には3億円以下の罰金）など、非常に厳しい罰則が科せられます。

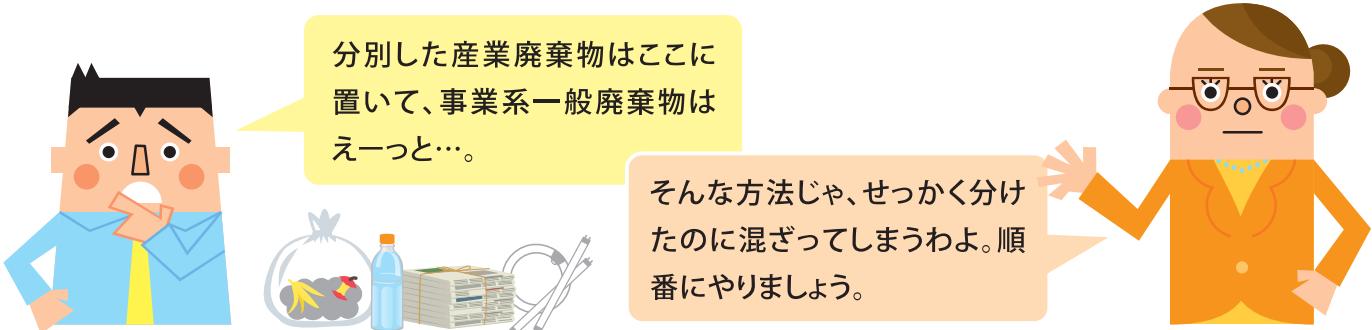
クリーンセンターでの搬入物検査

事業所などから排出され、クリーンセンターに搬入されたごみの検査を実施しています。市職員がごみ袋を点検し、産業廃棄物やリサイクル可能な紙ごみなど不適物が混入していた場合は、排出した事業者に分別の徹底等、適正排出について指導を行っています。

産業廃棄物を一般廃棄物として処理することは違法行為に当たります。また、リサイクル可能な紙ごみを搬入する行為は条例違反に当たります。分別を徹底し、クリーンセンターに不適物を搬入しないようしてください。



事業系廃棄物の処理の流れ



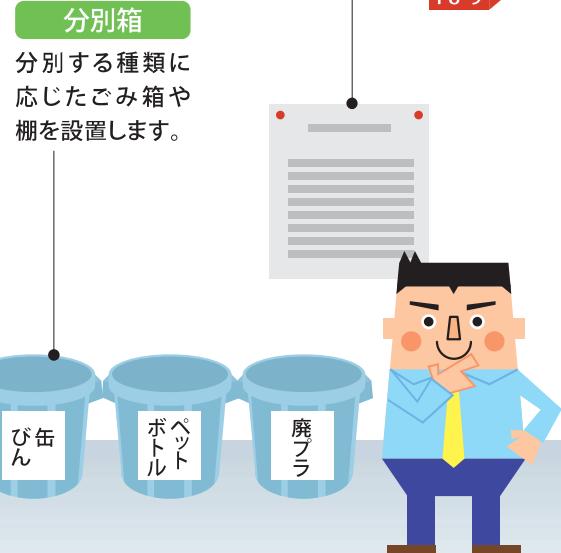
適正処理の第一歩は分別

事業系廃棄物が発生した時点では、次の3種類を基本として、処分先や処分方法ごとに分別しましょう。
事業系廃棄物の大部分は資源としてリサイクルすることが可能なため、再生利用や売却ができるものは分別して排出しましょう。

P24



分別回収箱等の配置例



事業系廃棄物の保管

処理業者に事業系廃棄物を引き渡すまでの間は、適正に保管を行います。

保管

ルールを守って保管します

分別した事業系廃棄物は、種類ごとに保管します。保管場所には囲いを設けて関係者以外の者が立ち入らないようにしてください。また、飛散、流出、悪臭の発散が生じないよう、必要に応じて容器等を使用するとともに、ネズミの生息や蚊、ハエ等の発生を防ぎましょう。

掲示

産業廃棄物の保管場所には、掲示が必要です

産業廃棄物の保管場所には、右のような掲示板を設置してください。



保管方法を見直します～。



第12条(前略)

2 事業者は、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、環境省令で定める技術上の基準(以下「産業廃棄物保管基準」という。)に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。

廃棄物処理法施行規則

第8条 法第12条第2項の規定による産業廃棄物保管基準は、次のとおりとする。

(1) 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。

- 見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板が設けられていること。

産業廃棄物保管場所掲示板の例

産業廃棄物保管場所	
廃棄物の種類	廃プラスチック 廃蛍光灯(水銀使用製品産業廃棄物)
管理者氏名	(株)○○ 総務課○○○
管理者連絡先	075-000-0000
注意事項	関係者以外立入禁止

こんな分け方じゃ、回収できませんよ! 分別・保管は最低限のルールでしょ。



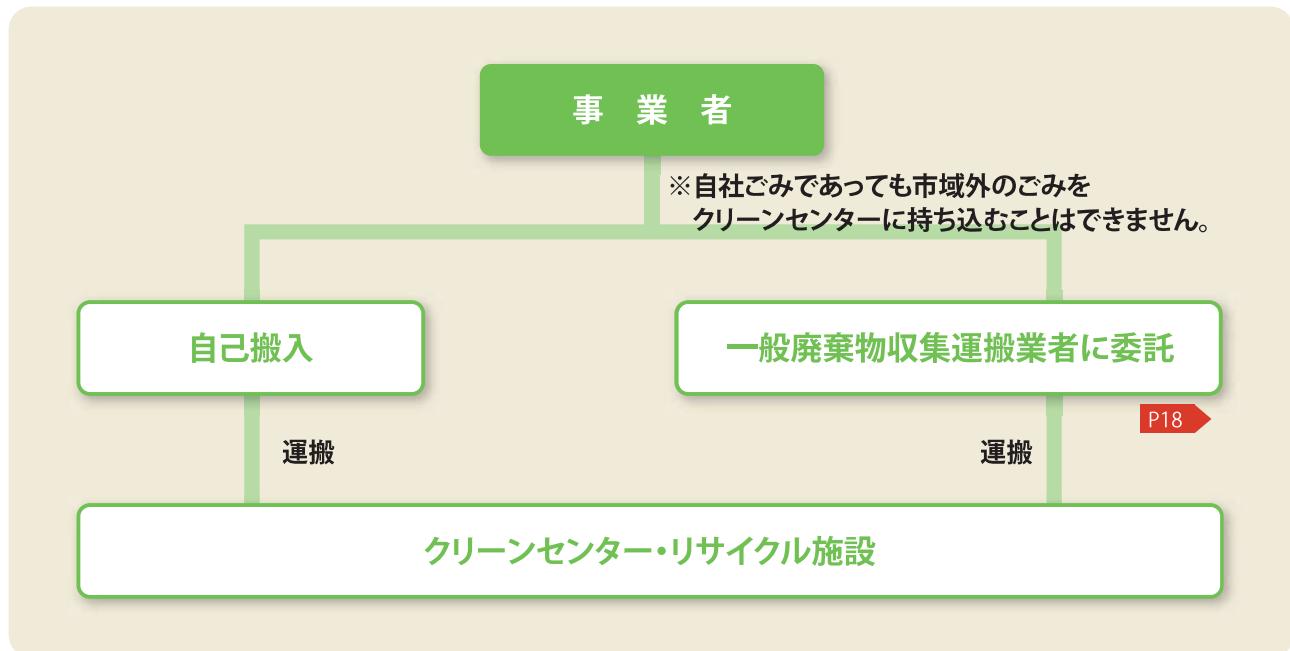
特別管理産業廃棄物の管理体制

特別管理産業廃棄物の運搬の際には、事故などを防止するため、廃棄物の種類及び取扱上の注意事項を記載した文書を収集運搬業者に交付するか、容器に表示してください。

保管に当たっては、廃棄物の種類に応じて次のような措置をとってください。

- 他の物と混合しないよう、仕切りなどを設けてください。
- 廃油は揮発しないよう容器などに密封し、高温にさらさないでください。
- 腐敗防止に努めてください。

事業系一般廃棄物の処理の流れ



事業系一般廃棄物については、一般廃棄物収集運搬業者に収集・運搬を委託し、クリーンセンターなどに搬入するという流れになります。

なお、自己搬入をすることもできます。

事業者は、自ら事業系一般廃棄物をクリーンセンター・リサイクル施設に持ち込むことができます。持ち込める廃棄物かどうか分からぬ、持ち込む量が多いなどという場合は、事前にクリーンセンターに連絡してください。

京都市のクリーンセンターの連絡先

・東北部クリーンセンター
京都市左京区静市市原町1339
TEL 075-741-1003

・南部クリーンセンター
京都市伏見区横大路八反田29
TEL 075-611-5362

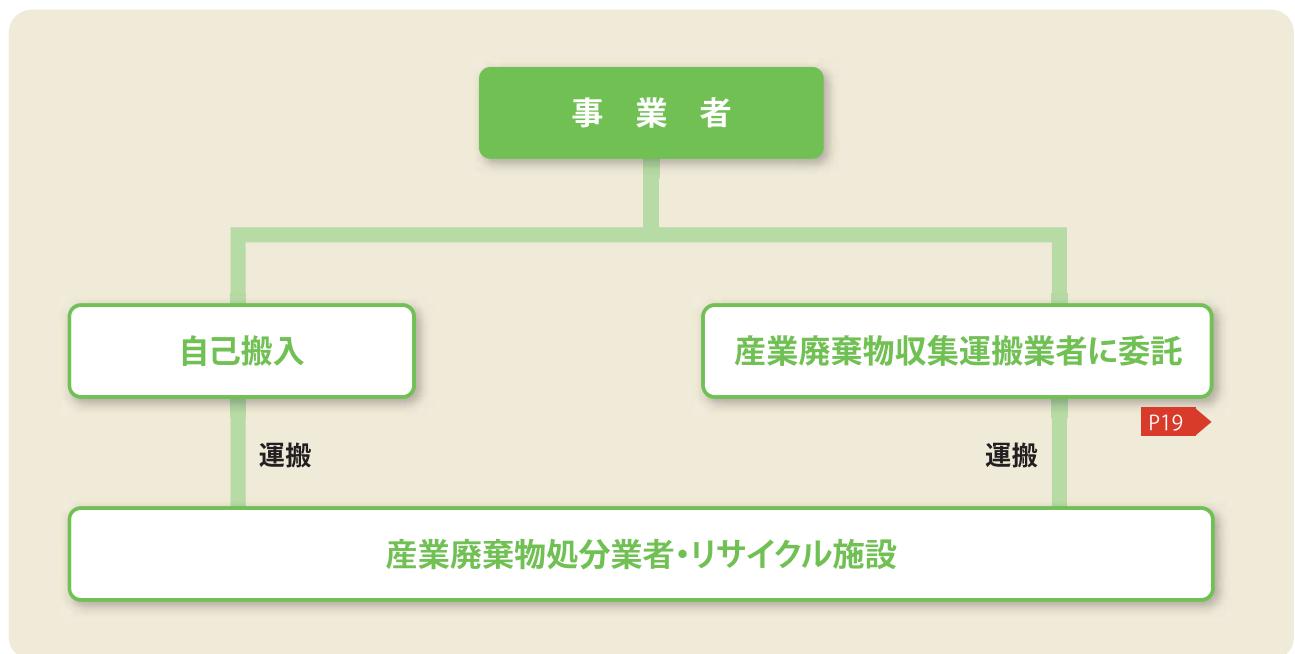
事業系一般廃棄物のごみの搬入手数料

事業者の皆様が、一般廃棄物収集運搬業者に支払われている「**ごみ処理料金**」には、一般廃棄物収集運搬業者の「**収集運搬料金**」だけでなく、京都市クリーンセンター等における「**ごみ搬入手数料**」が含まれています。この「**ごみ搬入手数料**」は、一般廃棄物収集運搬業者を通して京都市に支払われています。

$$\text{ごみ処理料金} = \text{収集運搬料金} + \text{ごみ搬入手数料}$$



■ 産業廃棄物の処理の流れ



産業廃棄物については、産業廃棄物収集運搬業者に収集・運搬を委託し、処分業者などに引き渡すという流れになります。

処理を委託する場合には、収集・運搬と処分について、それぞれ書面により契約を締結する必要があります。また、引渡しに当たっては、マニフェストの交付が義務付けられています。

P20•21



事業者は、自ら産業廃棄物を産業廃棄物処分業者・リサイクル施設に持ち込むこともできます。持込みに際しては、契約している産業廃棄物処分業者と相談してください。

産業廃棄物の運搬表示

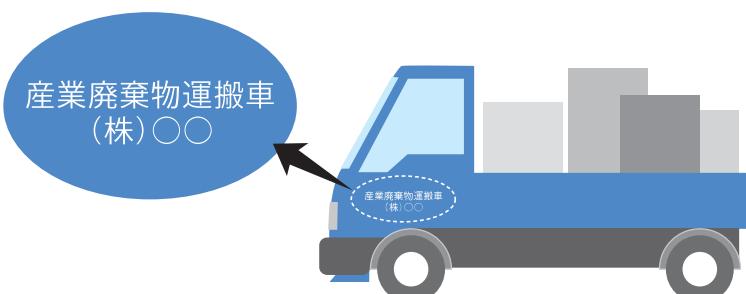
産業廃棄物を運搬する場合は、運搬車両の両面の側面に次の表示を行う必要があります。

事業者が自ら運搬する場合

- 産業廃棄物を運搬している旨の表示(文字サイズ5cm角以上)
 - 事業者名(文字サイズ3cm角以上)

産業廃棄物処理業者が委託を受けて運搬する場合

- 産業廃棄物を運搬している旨の表示(文字サイズ5cm角以上)
 - 業者名(文字サイズ3cm角以上)
 - 許可番号下6桁(文字サイズ3cm角以上)



産業廃棄物を運搬する際には、次の
書類を携帯する必要があります

事業者が自ら運搬する場合

- 次の事項を記載した書類
 - ・氏名又は名称及び住所
 - ・運搬する産業廃棄物の種類、数量、積載日
 - ・積載した事業場の名称、所在地、連絡先
 - ・運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先

産業廃棄物処理業者が委託を受けて運搬する場合

マニフェスト伝票の場合

- 許可証の写し
 - 産業廃棄物管理票(マニフェスト)

電子マニフェストの場合

- 許可証の写し
 - 電子マニフェスト使用事業者証の写し
 - 登録事項の記載書面又は電磁的記録